

制度改正に向けた議論

①医療機関のウェブサイト等の取扱いについて

医療法における広告規制の現状について

- ①医療は人の生命・身体に関わるサービスであり、不当な広告により受け手側が誘引され、不適当なサービスを受けた場合の被害は、他の分野に比べ著しいこと。
- ②医療は極めて専門性の高いサービスであり、広告の受け手はその文言から提供される実際のサービスの質について事前に判断することが非常に困難であること。

➡限定的に認められた事項（医療法第6条の5第1項各号等）以外は、原則として広告禁止

【広告の定義（医療広告ガイドライン※）】

- ①患者の受診等を誘引する意図があること
- ②医業若しくは歯科医業を提供する者の氏名若しくは名称又は病院若しくは診療所の名称が特定可能であること
- ③一般人が認知できる状態にあること

➡①～③のいずれの要件も満たす場合に、広告に該当するものと判断

※医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（医療広告ガイドライン）について（平成19年3月30日付け医政発第0330014号）

【広告に該当する媒体の具体例】

チラシ、パンフレット、看板等

【通常広告とはみなさないもの】

院内掲示、インターネット上のウェブサイト等※

↓
 検索した上で閲覧するものであるため
 認知性がない（バナー広告等を除く）

※(1) 学術論文、学術発表等 (2) 新聞や雑誌等での記事 (3) 体験談、手記等 (4) 院内掲示、院内で配布するパンフレット等 (5) 患者等からの申し出に応じて送付するパンフレットやEメール (6) 医療機関の職員募集に関する広告 (7) インターネット上のホームページ（医療広告ガイドライン）

広告する内容							
<table border="1"> <tr> <td>広告可能な事項</td> <td>一定の性質をもった項目に関する事項を規定 例) ・施設、設備又は従業者に関する事項 ・提供される医療の内容に関する事項 ・管理又は運営に関する事項</td> </tr> <tr> <td>比較広告 誇大広告 等</td> <td>・ 広告の中止命令・是正命令 ・ 命令違反に対する間接罰(※)適用</td> </tr> <tr> <td>虚偽の内容</td> <td>直接罰(※)を適用</td> </tr> </table>	広告可能な事項	一定の性質をもった項目に関する事項を規定 例) ・施設、設備又は従業者に関する事項 ・提供される医療の内容に関する事項 ・管理又は運営に関する事項	比較広告 誇大広告 等	・ 広告の中止命令・是正命令 ・ 命令違反に対する間接罰(※)適用	虚偽の内容	直接罰(※)を適用	
広告可能な事項	一定の性質をもった項目に関する事項を規定 例) ・施設、設備又は従業者に関する事項 ・提供される医療の内容に関する事項 ・管理又は運営に関する事項						
比較広告 誇大広告 等	・ 広告の中止命令・是正命令 ・ 命令違反に対する間接罰(※)適用						
虚偽の内容	直接罰(※)を適用						
<table border="1"> <tr> <td>広告可能な事項 以外の内容</td> <td>・ 広告の中止命令・是正命令 ・ 命令違反に対する間接罰(※)適用</td> </tr> </table>	広告可能な事項 以外の内容	・ 広告の中止命令・是正命令 ・ 命令違反に対する間接罰(※)適用					
広告可能な事項 以外の内容	・ 広告の中止命令・是正命令 ・ 命令違反に対する間接罰(※)適用						

※…6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金。

広告可能な事項について

(医療法第6条の5第1項各号、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)(広告告示)、医療広告ガイドラインより作成)

- ① 医師又は歯科医師である旨
- ② 診療科名
- ③ 名称、電話番号、所在の場所を表示する事項、管理者の氏名
- ④ 診療日又は診療時間、予約による診療の実施の有無
- ⑤ 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院等(例:特定機能病院)
- ⑥ 病院等における施設、設備に関する事項、従業者の人員配置
- ⑦ 医師等の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴、厚生労働大臣が定めた医師等の専門性に関する資格名
- ⑧ 医療相談、医療安全、個人情報 の適正な取扱いを確保するための措置、病院等の管理又は運営に関する事項
- ⑨ 紹介可能な他の医療機関等の名称、共同で利用する施設又は医療機器等の他の医療機関との連携に関すること
- ⑩ ホームページアドレス、入院診療計画等の医療に関する情報提供に関する内容等
- ⑪ 病院等において提供される医療の内容に関する事項^{※1}
- ⑫ 手術、分娩件数、平均入院日数、平均患者数等、医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定める事項
- ⑬ その他①～⑫に準ずるものとして厚生労働大臣が定めるもの^{※2}

※1 検査、手術、治療方法については、保険診療、評価療養及び選定療養、分娩、自由診療のうち、保険診療等と同一の検査等、自由診療のうち、医薬品医療機器等法の承認等を得た医薬品等を用いる検査等

※2 健康検査の実施、予防接種の実施、外部監査を受けている旨等

禁止される広告について

医療法 (昭和23年法律第205号)	医療法施行規則 (昭和23年厚生省令第50号)	医療広告ガイドライン (ポイント)
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。 		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療に関する広告は、患者の治療選択等に資する情報として、法又は広告告示により広告可能とされた事項を除いては、広告が禁じられているものであること。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ その内容が虚偽にわたってはならない。 		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 内容が虚偽にわたる広告(虚偽広告) 例えば、「絶対安全な手術」は、医学上あり得ないので、虚偽広告として扱うこと。
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならぬ。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 比較広告 「日本一」、「No.1」、「最高」等の表現は、客観的な事実であっても使用できない。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 誇大な広告を行ってはならないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 誇大広告 必ずしも虚偽ではないが、施設の規模、人員配置、提供する医療の内容等について、事実を不当に誇張して表現していたり、人を誤認させる広告は禁止される。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行ってはならないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 客観的事実であることを証明することができない内容の広告 患者や医療従事者の主観によるものや客観的な事実であることを証明できない事項について広告は禁止される。
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告を行ってはならないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公序良俗に反する内容の広告 わいせつ若しくは残虐な写真・映像又は差別を助長する表現等は、広告が禁止される。
		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 品位を損ねる内容の広告 ➤ 他法令等で禁止される内容の広告

医療機関のホームページの取扱いに関するこれまでの議論

「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」(平成23年12月21日消費者委員会)

インターネット上のホームページにおける表示については、医療広告ガイドラインにおいて、「当該病院等の情報を得ようとの目的を有する者が、URLを入力したり、検索サイトで検索した上で閲覧するものであり、従来より情報提供や広報として扱ってきており、引き続き原則として広告とはみなさない」とこととする。」とされており、広告規制の対象とはなっていない。

厚生労働省は、消費者視点で好ましくないと判断されるインターネット上等の表示を取り締るための措置を講ずること。

医療情報の提供のあり方等に関する検討会報告書(平成24年3月)

医療機関のホームページを医療広告と見なした場合には、以下のようなデメリットが生じるおそれがある。

- 患者自らが知りたい情報(治療の内容、効果等)がインターネット等により入手できなくなる。
- 既に多数の医療機関がホームページを開設しており、取締りにあたり自治体の負担が大きい。



【対応】

- 医療機関のホームページについては、引き続き医療法上の広告とは見なさず、自由診療分野を中心としたガイドラインを国で作成し、関係団体等の自主的取組を促進する。
- 必要に応じて、不当景品類及び不当表示防止法や不正競争防止法による規制が適用されるよう、関係省庁と連携しつつ、虚偽や誇大な表示等の基準を明確化する。
- ガイドラインによる取組で改善が見られない場合には、対象を絞りつつ法規制も含めてその後の対応を検討する。
- 現行の医療法の規制についても併せて周知・徹底する。



医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針
(医療機関ホームページガイドライン)」を策定

医療機関のホームページの内容の適切なあり方に関する指針

(医療機関ホームページガイドライン)

医政発0928第1号平成24年9月28日

<背景・経緯>

- 医療機関のホームページについては、医療機関の情報を得ようとする目的を有する者が検索サイトでの検索等を行った上で閲覧するものであり、医療法上の広告とは見なされていない(医療法による規制の対象外)。
- しかしながら、インターネット等を通じた情報の発信・入手が極めて一般的な手法となっている現状において、ホームページに掲載されている情報を契機として発生するトラブルに対して、適切な対応が求められている。
- このため、医療情報の提供のあり方等に関する検討会で取りまとめられた報告書(平成24年3月)に基づき、医療機関のホームページの改善を図ることとした。

趣旨

インターネット上の医療機関のホームページ全般の内容に関する規範を定め、**関係団体等による自主的な取組を促すもの**

基本的な考え方

引き続き、ホームページを医療法の規制対象と見なさないこととするものの、**ホームページの内容の適切なあり方を本指針に提示**

指針の対象

インターネット上の**医療機関のホームページ全般**

※ ①誘引性、②特定性、③認知性のいずれの要件も満たす場合には、医療法の規制対象となる広告として取り扱う。

指針の内容

(1) ホームページに掲載すべきでない事項

(利用者保護の観点)

- ① 内容が虚偽にわたる、又は客観的事実であることを証明することができないもの
- ② 他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの
- ③ 内容が誇大なもの又は医療機関にとって都合が良い情報等を過度に強調するもの
- ④ 早急な受診を過度にあおろうとするもの又は費用を過度に強調するもの
- ⑤ 科学的な根拠が乏しい情報に基づき、国民・患者の不安を過度にあおるなどして、医療機関への受診や特定の手術・処置等の実施を不当に誘導するもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 医療法以外の法令で禁止されているもの

(2) ホームページに掲載すべき事項

(国民・患者に正確な情報が提供され、その選択を支援する観点)

- ① 通常必要とされる治療内容、費用等に関する事項
- ② 治療等のリスク、副作用等に関する事項

美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議の概要

美容医療サービスに関する消費者トラブルが跡を絶たない。当委員会は平成23年度に厚生労働省等に対して対策を講ずるよう建議を发出し、一定の対策が講じられたが、その効果は十分でなく、相変わらず消費者トラブルが発生している。特に美容医療サービスに係るホームページには不適切な情報提供が存在し、患者に対する施術前の事前説明・同意も十分でない状況にあることから、当委員会は、厚生労働省に対して必要な措置について建議する。

問題点

ホームページでは不適切な情報提供が存在！

- 厚生労働省は、「医療機関ホームページガイドライン」を策定するなどの対策を講じたが、**改善が進んでいない。**
- 医療機関のホームページについては、**医療法の広告規制の対象外**のため、立入検査や、改善命令などの行政処分が行われていない。

事前説明・同意に係るトラブルも増加！

- 相談事例には**あたかもリスクが少ない施術と勘違いさせるような説明**や、様々な理由を付けて**即日施術の決断を迫るケース**が見られる。
- 厚生労働省は、「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」を通知しているが、指導基準が明確ではないため、**具体的に何をすべきで何をしてはいけないのかが不明確なものとなっている。**

建議事項

1. 医療機関のホームページの情報提供の適正化

- 医療機関のホームページを医療法上の「広告」に含めて規制の対象とすること。
- 少なくとも医療法及び医療法施行規則に基づき「広告」に対して禁止している以下の類型については、医療機関のホームページについても禁止すること。
 - ・内容が虚偽にわたる広告
 - ・他と比較して優良である旨の広告
 - ・誇大な広告
 - ・客観的事実であることを証明できない内容の広告
 - ・公序良俗に反する内容の広告

2. 事前説明・同意の適正化

- 厚生労働省通知の解釈や指導の基準(Q&A)を速やかに示した上で、患者に対する施術前の説明を適切に行い、患者の理解と同意を得た上で施術を行うべきこと、即日施術を厳に慎むべきことを徹底すること。
- 消費者に対して、美容医療サービスを受けるに当たって注意すべき事項について医療機関にチラシを備え置くなどして、注意喚起すること。

3. 苦情相談情報の活用

- PIO-NETや医療安全支援センターに蓄積された情報の活用を図るとともに、同センター相談窓口を消費者へ周知を図ること。
- 行政手続法に基づき、国民が、法令に違反する事実を発見した場合に、行政機関に対し処分や行政指導を求める仕組みの活用を図ること。

医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会

【開催の趣旨】

昨今、美容医療サービスに関する情報提供を契機として消費者トラブルが発生する問題が指摘されていることや、厚生労働省の「保健医療2035」策定懇談会が示した提言集において「医療機関や医師の技術力の評価に関する情報の公表の範囲や方法のあり方について検討すること」が求められていること等を踏まえ、国民、患者に対する医療情報の提供内容等のあり方について新たに検討を行うための検討会を開催することとする。なお、これまで「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」において、医療機能情報提供制度や医療機関が広告できる事項の拡大等について検討し施策に反映させてきたが、今後は本検討会にて検討する。

【構成員】 平成28年9月7日時点

いしかわ	ひろみ	
石川	広己	公益社団法人日本医師会常任理事
おおみち	みちひろ	
大道	道大	一般社団法人日本病院会副会長
おがた	ひろや	
尾形	裕也	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
きりの	たかあき	
桐野	高明	東京大学名誉教授
こたけ	よしお	
小竹	欣男	栃木県保健福祉部医療政策課長
こもり	なおゆき	
小森	直之	一般社団法人日本医療法人協会副会長
せごぐち	あきよし	
瀬古	精良	公益社団法人日本歯科医師会常務理事
ひらかわ	のりお	
平川	則男	日本労働組合総連合会総合政策局長
ほんだ	のぶゆき	
本多	伸行	健康保険組合連合会理事
みうら	なほみ	
三浦	直美	時事通信社編集委員・女性編集チーム
やまくち	いくこ	
山口	育子	認定NPO法人ささえあい医療人権センターCOML理事長
ゆいね	たえこ	
唯根	妙子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事

(敬称略)

○：委員長

【開催実績】

- 第1回（平成28年3月24日）
 - ・ 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて
 - ・ その他
- 第2回（平成28年5月18日）
 - ・ 前回の議論の整理（案）について
 - ・ その他
- 第3回（平成28年8月3日）
 - ・ 医療機関のウェブサイト等の取り扱いについて（案）
 - ・ その他
- 第4回（平成28年9月7日）
 - ・ 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて（とりまとめ（案））
 - ・ 医療機能情報提供制度の報告項目の改正について
 - ・ その他
- 平成28年9月27日 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて（とりまとめ）公表

医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会（平成28年3月～9月） 医療機関のウェブサイト等の取扱いについて（とりまとめ概要）

【規制の範囲、あり方】

- 医療機関のウェブサイト等について、広告可能事項が限定されている医療法上の広告として取り扱うこととした場合には、患者が知りたい情報と考えられる、詳細な診療内容等の情報が得られなくなる等、医療情報の提供促進に支障が生じることへの懸念が多く示されていること等を踏まえ、引き続き、現行の医療法上の広告規制の適用対象としなが、適切な情報発信を推進する観点からも認められないような、虚偽・誇大な表示等が規制されないことは適当ではないことから、不適切な表示に対する規制を新たに設けるべき。

【監視・是正体制の強化等】

- 医療機関のウェブサイト等による情報提供の適正化に当たっては、医療法の規制の対象とすることに加え、監視・是正体制を強化し実効性を確保していくことが重要である。このため、都道府県等の地方自治体をまたがる広域的事案等に効率的かつ迅速に対応するための行政権限や情報共有のあり方も含めて検討する必要がある。また、問題の多い領域等に焦点を当てた規制の周知・遵守の徹底、患者・消費者教育を推進していくことが重要である。

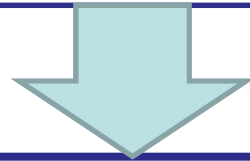
（具体的な施策例）

- ・ 新たな規制の内容や違反事例等をガイドライン等において明確化
- ・ 外部委託によりネットパトロール監視体制を構築
- ・ 美容医療団体、プロバイダ等を通じ規制遵守を徹底 等

とりまとめを踏まえた今後の対応案

【現行】

- 医療法において、虚偽広告に対して罰則が課される(直接罰)。
- 誇大広告等に対しては、中止・是正の命令等ができ、当該命令違反に対する罰則が課される(間接罰)。
- ただし、医療機関のウェブサイトについては原則として広告に含まれていない。



【対応案】

- 医療機関のウェブサイト等を医療法上の広告に含むと、患者が知りたい情報(詳細な診療内容等)が得られなくなる等の懸念を踏まえ、引き続き、広告には含めないが、医療法を改正し、虚偽・誇大な内容等の不適切な表示に対する規制を設け、広告と同様の命令及び罰則を課することができるよう措置することとしてはどうか。

參考資料

- 医療機関ホームページガイドラインが遵守されていない疑いのある事例 (事務局調べ)

【他との比較等により自らの優良性を示そうとするもの】

“レポート率No. 1”

“アイドル〇〇さんが選んだ〇〇法”

【手術・処置等の効果・有効性を強調するもの】

二重瞼の施術前後の比較写真について、施術前は化粧をしていないと思われるが、施術後はアイシャドウやマスカラなどを使用している

【特定の手術・処置等の有効性を強調することにより、有効性が高いと称する手術等の実施へ誘導するもの】

“生着率が100%を超えた”旨の表現

“100%生体に安全”

事前説明・同意に問題のある 相談事例(PIO-NETより)

【施術の安全性について個人差がある旨を伝えない】

事前の説明では・・・

ヒアルロン酸入れ放題のネット広告を見てクリニックに行った。翌日大事な用事があったので、医師に簡単な説明を受けた際に、ダウンタイムがあるか尋ねたところ、ダウンタイムはないと言われたので施術を受けた。

実際は・・・

しかし、変なところにヒアルロン酸が入ったのか、ほうれい線からずれたところが膨らんだままになった。2年たってもしこりが残っていたのでクリニックに出向いたが改善しなかった。

【痛みがないと言われたが、実際には痛みが残った】

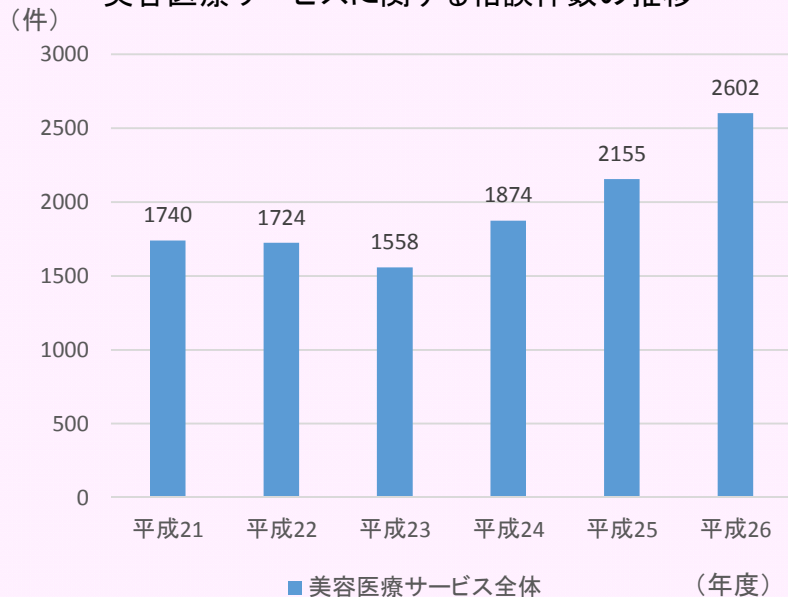
事前の説明では・・・

お試ただけのつもりだったが高額なフェイスリフトの勧誘を2時間受けた。カウンセリングの担当者が「痛みはない。私も受けた。その日に友人と飲みに行った」と言っていた。

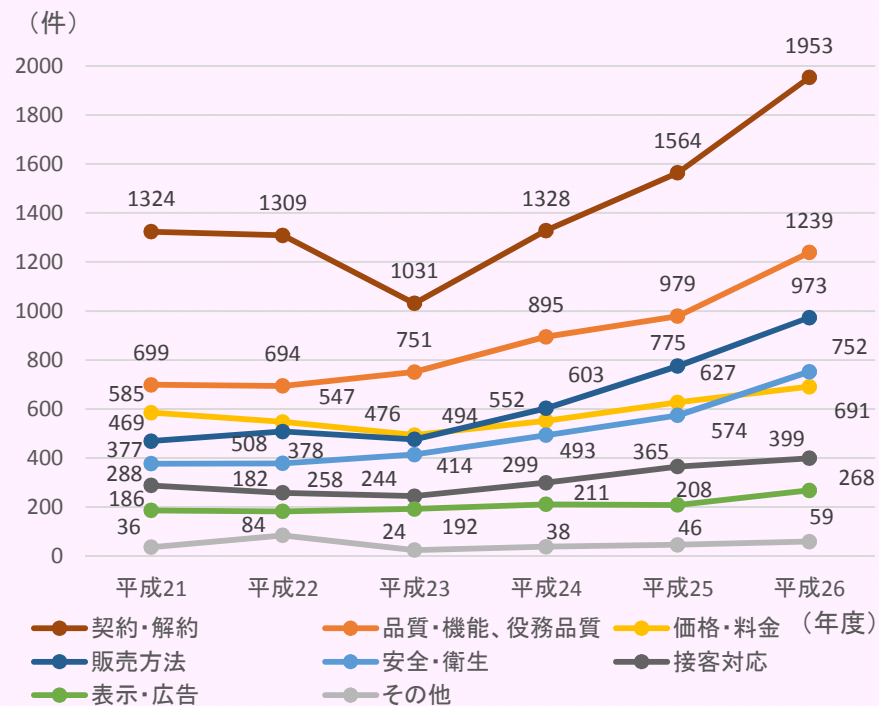
実際は・・・

麻酔中も痛く、頭の中まで糸を通すのが分かった。腫れは2～3日で引いたが、こめかみから頭にかけてズキズキ痛み、今でも時々痛み、市販の薬を飲んでいる。

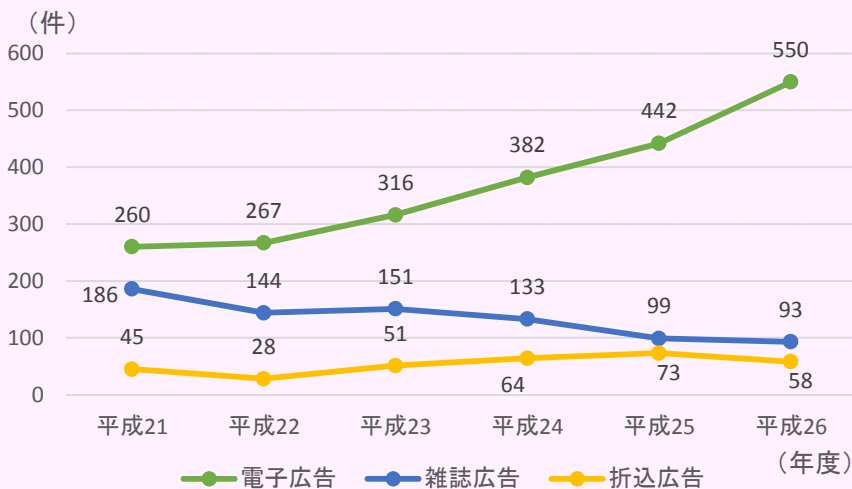
美容医療サービスに関する相談件数の推移



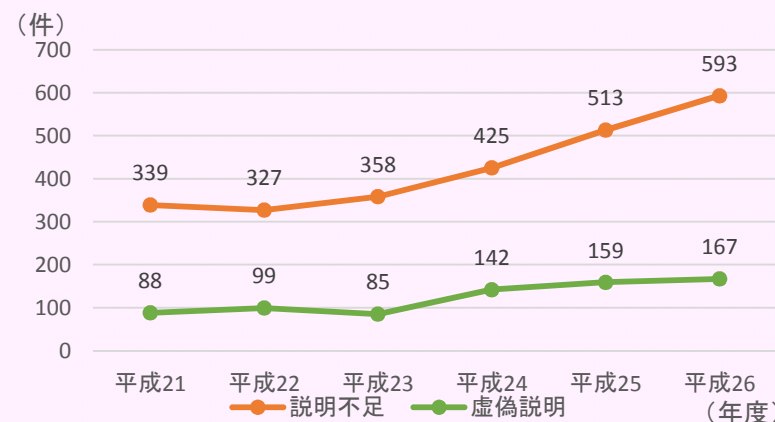
美容医療サービスに関する相談の内容別分類の推移



美容医療サービスを利用するきっかけとなった広告媒体

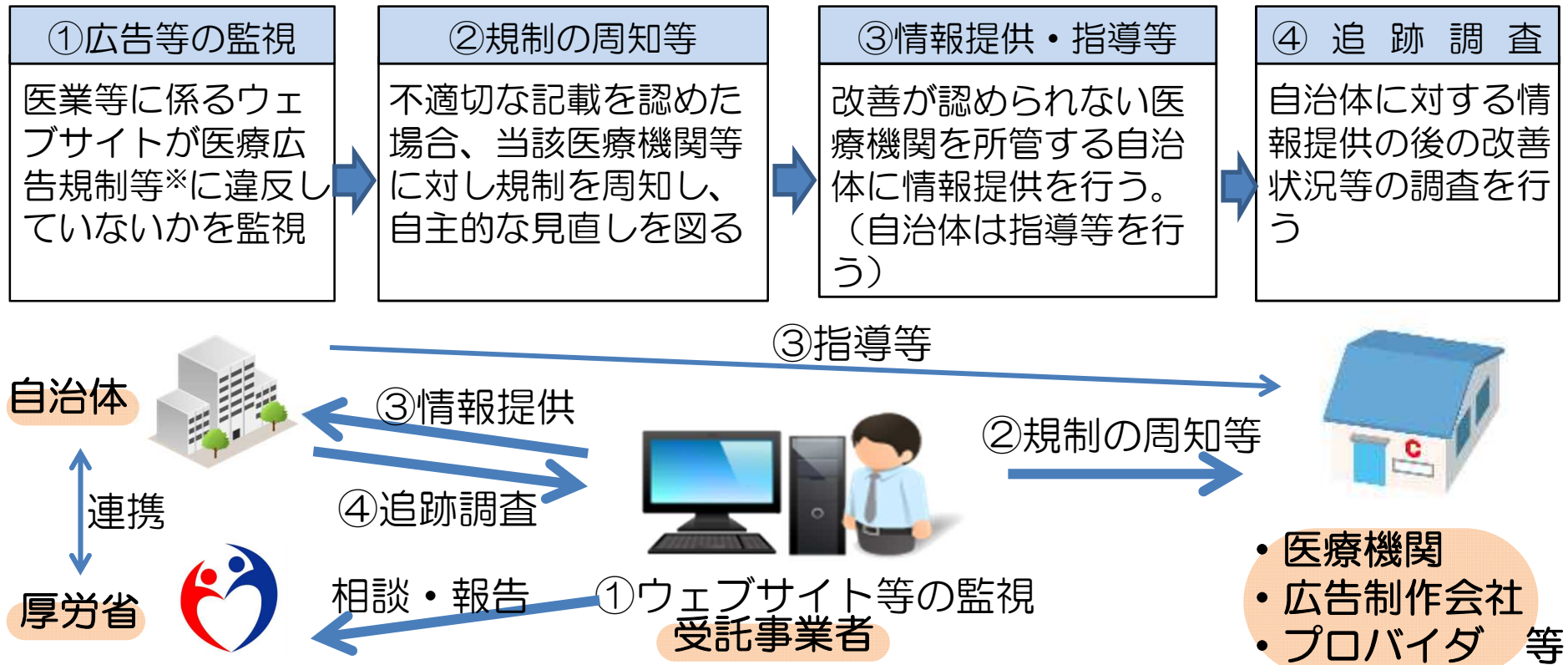


美容医療サービスにおける事前説明・同意に関する相談件数



医業等に係るウェブサイトの監視体制強化（イメージ）

平成29年度概算要求額 42,000千円



期待される効果

ウェブサイトの監視体制の強化により、美容医療サービスを提供する医療機関等のウェブサイトの適正化につなげ、消費者トラブルの減少を目指す。

*医療法、医療法施行令、医療法施行規則、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項、医療広告ガイドライン及び医療機関ホームページガイドライン

どんな施術を行うのか、きちんと説明を受けましたか？

施術の前に
再チェック

Check

1

医師の説明を「十分に」理解できましたか？

以下のようなことを理解できているか、もう一度、よく考えてみてください。

- ・ 施術の効果、想定される副作用や合併症
- ・ 他の施術方法（選択肢）の有無
- ・ 施術の費用（保険適用の有無）、回数
- ・ 解約条件などの契約内容 etc.

十分に納得したら、
チェック！

施術の内容や契約については十分に説明を受け、納得した上で施術を受けましょう！



Check

2

その施術は、「今すぐ」必要な施術ですか？

以下のようなことがあれば、必要な施術なのか、もう一度よく考えてみてください。

- ・ 「今すぐ契約すれば安くなる」など、即日の施術や契約を強引に勧められた。
- ・ 希望していない施術をしつこく勧められた。

今すぐ必要なら、
チェック！

美容目的の施術は、多くの場合、緊急性が低いと考えられます。冷静に考えて！



チェックは2つ入りまりましたか？

心配なことがある場合や、希望外の施術を勧められた場合には、医師などから十分な説明を受けた上で、**落ち着いてよく考えて**から施術を受けるか決めましょう。

困ったら相談しましょう
～相談窓口のご紹介～

医療安全



医療に関する苦情・心配などのご相談はこちら

医療安全支援センター

※医療安全支援センター総合支援事業ホームページに、全国の医療安全支援センターの連絡先が掲載されています。

医療安全支援センター

検索

契約



契約内容や解約条件など、契約に関するご相談はこちら

消費者ホットライン「188(いやや!）」番

※お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

医療法(昭和23年法律第205号)(抄)

第六条の五 医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関しては、文書その他いかなる方法によるを問わず、何人も次に掲げる事項を除くほか、これを広告してはならない。

一 医師又は歯科医師である旨

二 診療科名

三 病院又は診療所の名称、電話番号及び所在の場所を表示する事項並びに病院又は診療所の管理者の氏名

四 診療日若しくは診療時間又は予約による診療の実施の有無

五 法令の規定に基づき一定の医療を担うものとして指定を受けた病院若しくは診療所又は医師若しくは歯科医師である場合には、その旨

六 入院設備の有無、第七条第二項に規定する病床の種別ごとの数、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の従業者の員数その他の当該病院又は診療所における施設、設備又は従業者に関する事項

七 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職、略歴その他のこれらの者に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

八 患者又はその家族からの医療に関する相談に応ずるための措置、医療の安全を確保するための措置、個人情報適正な取扱いを確保するための措置その他の当該病院又は診療所の管理又は運営に関する事項

九 紹介をすることができる他の病院若しくは診療所又はその他の保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者の名称、これらの者と当該病院又は診療所との間における施設、設備又は器具の共同利用の状況その他の当該病院又は診療所と保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に関する事項

十 診療録その他の診療に関する諸記録に係る情報の提供、前条第三項に規定する書面の交付その他の当該病院又は診療所における医療に関する情報の提供に関する事項

十一 当該病院又は診療所において提供される医療の内容に関する事項(検査、手術その他の治療の方法については、医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)

十二 当該病院又は診療所における患者の平均的な入院日数、平均的な外来患者又は入院患者の数その他の医療の提供の結果に関する事項であつて医療を受ける者による医療に関する適切な選択に資するものとして厚生労働大臣が定めるもの

十三 その他前各号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働大臣が定める事項

2 厚生労働大臣は、医療に関する専門的科学的知見に基づいて前項第七号及び第十一号から第十三号までに掲げる事項の案並びに第四項に規定する基準の案を作成するため、診療に関する学識経験者の団体の意見を聴かなければならない。

3 第一項各号に掲げる事項を広告する場合においても、その内容が虚偽にわたつてはならない。

4 第一項各号に掲げる事項を広告するには、その内容及び方法が、医療に関する適切な選択に関し必要な基準として厚生労働省令で定めるものに適合するものでなければならない。

医療法(昭和23年法律第205号)(抄)

第六条の六 前条第一項第二号の規定による診療科名は、医業及び歯科医業につき政令で定める診療科名並びに当該診療科名以外の診療科名であつて当該診療に従事する医師又は歯科医師が厚生労働大臣の許可を受けたものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、医学医術に関する学術団体及び医道審議会の意見を聴かなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の許可をするに当たつては、あらかじめ、医道審議会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による許可に係る診療科名を広告するときは、当該診療科名につき許可を受けた医師又は歯科医師の氏名を、併せて広告しなければならない。

第六条の八 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項、第三項若しくは第四項又は前条各項の規定に違反しているおそれがあると認めるときは、当該広告を行つた者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、当該広告を行つた者の事務所に立ち入り、当該広告に関する文書その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関する広告が第六条の五第一項若しくは第四項又は前条第一項若しくは第三項の規定に違反していると認める場合には、当該広告を行つた者に対し、期限を定めて、当該広告を中止し、又はその内容を是正すべき旨を命じることができる。

3 第一項の規定によつて立入検査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の五第三項、第六条の六第四項、第六条の七第二項又は第七条第一項の規定に違反した者

二 (略)

三 第六条の八第二項、第七条の二第三項、第二十三条の二、第二十四条、第二十八条又は第二十九条第一項の規定に基づく命令又は処分に違反した者

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、これを二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五条第二項、第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項から第四項までの規定による報告若しくは提出を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は第六条の八第一項若しくは第二十五条第一項若しくは第三項の規定による当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)(抄)

第一条の九 法第六条の五第四項及び第六条の七第三項の規定による広告の内容及び方法の基準は、次のとおりとする。

- 一 他の病院、診療所又は助産所と比較して優良である旨を広告してはならないこと
- 二 誇大な広告を行つてはならないこと
- 三 客観的事実であることを証明することができない内容の広告を行つてはならないこと
- 四 公の秩序又は善良の風俗に反する内容の広告を行つてはならないこと

医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)(抄)

第一条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)第六条の五第一項第七号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該病院又は診療所において診療に従事する医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴
- 二 次に掲げる研修体制、試験制度その他の事項に関する基準に適合するものとして厚生労働大臣に届け出た団体が行う医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨
- イ 学術団体として法人格を有していること。
- ロ 会員数が千人以上であり、かつ、その八割以上が当該認定に係る医療従事者であること。
- ハ 一定の活動実績を有し、かつ、その内容を公表していること。
- ニ 外部からの問い合わせに対応できる体制が整備されていること。
- ホ 当該認定に係る医療従事者の専門性に関する資格(以下「資格」という。)の取得条件を公表していること。
- ヘ 資格の認定に際して、医師、歯科医師、薬剤師においては五年以上、看護師その他の医療従事者においては三年以上の研修の受講を条件としていること。
- ト 資格の認定に際して適正な試験を実施していること。
- チ 資格を定期的に更新する制度を設けていること。
- リ 会員及び資格を認定した医療従事者の名簿が公表されていること。

第二条 法第六条の五第一項第十一号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 厚生労働大臣の定める診療報酬点数の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)に規定する検査、手術その他の治療の方法
- 二 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)に規定する検査、手術その他の治療の方法
- 三 分娩(第一号に係るものを除く。)
- 四 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第七条第一項に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付並びに公費負担医療に係る給付(以下「医療保険各法等の給付」という。)の対象とならない検査、手術その他の治療の方法のうち、第一号又は第二号の方法と同様の検査、手術その他の治療の方法(ただし、医療保険各法等の給付の対象とならない旨及び標準的な費用を併記する場合に限る。)
- 五 医療保険各法等の給付の対象とならない検査、手術その他の治療の方法のうち、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)に基づく承認若しくは認証を受けた医薬品又は再生医療等製品を用いる検査、手術その他の治療の方法(ただし、医療保険各法等の給付の対象とならない旨及び標準的な費用を併記する場合に限る。)

医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)(抄)

第三条 法第六条の五第一項第十二号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。
一 当該病院又は診療所で行われた手術の件数(ただし、前条各号に掲げる手術に係るものに限る。)
二 当該病院又は診療所で行われた分娩の件数
三 患者の平均的な入院日数
四 居宅等における医療の提供を受ける患者(以下「在宅患者」という。)、外来患者及び入院患者の数
五 平均的な在宅患者、外来患者及び入院患者の数
六 平均病床利用率
七 治療結果に関する分析を行っている旨及び当該分析の結果を提供している旨
八 セカンドオピニオンの実績
九 患者満足度調査を実施している旨及び当該調査の結果を提供している旨

第四条 法第六条の五第一項第十三号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。
一 健康保険病院、健康保険診療所、社会保険病院又は社会保険診療所である旨
二 船員保険病院又は船員保険診療所である旨
三 国民健康保険病院又は国民健康保険診療所である旨
四 法令の規定又は国の定める事業を実施する病院又は診療所である旨
五 当該病院又は診療所における第一条第一号の医療従事者以外の従業者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴
六 健康診査の実施
七 保健指導又は健康相談の実施
八 予防接種の実施
九 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項に規定する治験に関する事項
十 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)に基づく介護サービスを提供するための事業所若しくは施設又は法第四十二条第一項各号(第三号を除く。)に掲げる業務(以下この号において「医療法人の付帯業務」という。)を専ら行うための施設であり、かつ、病院又は診療所の同一敷地内に併設されているものの名称及び提供する介護サービス又は医療法人の付帯業務
十一 患者の受診の便宜を図るためのサービス
十二 開設者に関する事項
十三 外部監査を受けている旨
十四 財団法人日本医療機能評価機構(平成七年七月二十七日に財団法人日本医療機能評価機構という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)が行う医療機能評価の結果(個別の審査項目に係るものを含む。)
十五 財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施している旨
十六 財団法人日本適合性認定協会(平成五年十一月一日に財団法人日本適合性認定協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。)の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨
十七 前各号に定めるもののほか、都道府県知事の定める事項

医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成19年厚生労働省告示第108号)(抄)

第五条 法第六条の七第一項第五号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 助産所において業務に従事する助産師の氏名、年齢、性別、役職及び略歴
- 二 第一条第二号の助産師その他の医療従事者の専門性に関する認定を受けた旨
- 三 生活保護指定助産師（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）に基づく指定を受けた助産師を含む。）である旨
- 四 受胎調節実地指導員である旨

第六条 法第六条の七第一項第九号に規定する厚生労働大臣の定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該助産所における助産師以外の従業者の氏名、年齢、性別、役職及び略歴
- 二 分娩の介助の実施
- 三 自宅分娩の介助の実施
- 四 保健指導の実施
- 五 訪問指導の実施
- 六 健康診査の実施
- 七 当該助産所で行われた分娩の件数
- 八 妊産婦数及びじょく婦数
- 九 平均的な妊産婦数及びじょく婦数
- 十 妊産婦及びじょく婦の受診の便宜を図るためのサービス
- 十一 開設者に関する事項
- 十二 外部監査を受けている旨
- 十三 財団法人日本適合性認定協会の認定を受けた審査登録機関に登録をしている旨
- 十四 妊産婦等満足度調査を実施している旨及び当該調査の結果を提供している旨

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和35年法律第145号)(抄)

参考

(誇大広告等)

- 第六十六条 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の名称、製造方法、効能、効果又は性能に関して、明示的であると暗示的であるとを問わず、虚偽又は誇大な記事を広告し、記述し、又は流布してはならない。
- 2 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品の効能、効果又は性能について、医師その他の者がこれを保証したものと誤解されるおそれがある記事を広告し、記述し、又は流布することは、前項に該当するものとする。
- 3 何人も、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器又は再生医療等製品に関して墮胎を暗示し、又はわいせつにわたる文書又は図画を用いてはならない。

(特定疾病用の医薬品及び再生医療等製品の広告の制限)

- 第六十七条 政令で定めるがんその他の特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品又は再生医療等製品であつて、医師又は歯科医師の指導の下に使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、厚生労働省令で、医薬品又は再生医療等製品を指定し、その医薬品又は再生医療等製品に関する広告につき、医薬関係者以外の一般人を対象とする広告方法を制限する等、当該医薬品又は再生医療等製品の適正な使用の確保のために必要な措置を定めることができる。
- 2 厚生労働大臣は、前項に規定する特殊疾病を定める政令について、その制定又は改廃に関する閣議を求めるには、あらかじめ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴かなければならない。ただし、薬事・食品衛生審議会が軽微な事項と認めるものについては、この限りでない。

(承認前の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の広告の禁止)

- 第六十八条 何人も、第十四条第一項、第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の二十三第一項に規定する医薬品若しくは医療機器又は再生医療等製品であつて、まだ第十四条第一項、第十九条の二第一項、第二十三条の二の五第一項、第二十三条の二の十七第一項、第二十三条の二十五第一項若しくは第二十三条の三十七第一項の承認又は第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けていないものについて、その名称、製造方法、効能、効果又は性能に関する広告をしてはならない。